

8 実施効果の予測

(1) 安全性の確保

公園は、幼児から高齢者まで様々な目的で日々利用する場所であり、施設の損傷や劣化が進むと公園利用者の安全性を脅かす恐れがある。

各種施設の点検強化や修繕による長寿命化を図りつつ、公園を計画的に改修していくことで、サービス水準を下げずに安心・安全な公園利用を実現していく。

(2) コスト縮減効果

耐用年数の長い施設の採用や点検等に基づく的確な改修を実施することで公園全体の改修目安を現状の50年から60年に設定する。これにより、ライフサイクルコストの縮減が可能となる。縮減効果算出の考え方は次のとおり。

- ・既存施設（平成28年4月現在）の改修に必要な費用をベースに長寿命化及び平準化を図った際に縮減すると予測される費用を算出する。
- ・長寿命化に伴う点検や修繕等の経費増のうち、数年に1度の費用（トイレ調査等）のものは、1年単位に平均化して算出する。
- ・清掃や剪定作業のほか、本計画の対象ではない維持経費は、公園維持の基本となる経費であり、長寿命化等の対象とならないので、予測の対象としない。

<費用の算出>

■点検・修繕経費（増額）：約4,500万円

- ・施設の適正管理による長寿命化を実現するために必要な点検・修繕等の費用
 - ・計画的な修繕や改修を実現する公園台帳等の効率化、電子化の費用
- ※修繕経費は点検に基づく追加経費を指し、現に行っている修繕費用は含まない。

<遊具・健康器具>

作業名称	内 容	備考
遊具安全点検	年1回、専門点検	
遊具修繕	点検で発見した不具合の修繕	※

※平成21年～23年にかけて実施した集中更新費用の10%を修繕費として想定した。

<トイレ等建築物>

作業名称	内 容	備考
健全度調査	10年に1回、専門点検	
建築物定期点検	3年に1回、専門点検	
便器の洋式化	集中交換：90箇所／3年 以降9箇所／年	
灯具LED化	15箇所／年程度交換	
部材等修繕	適宜実施	※

※トイレ建替え費用の5%～10%を修繕費として想定した。

<がけ・擁壁>

作業名称	内 容	備考
専門点検	年1回、専門点検	
擁壁等修繕	点検で発見した不具合の修繕	※

※修繕費用は、急激な変化が少ない施設であることから更新費用からの算出ではなく、点検費用の10%を修繕費として想定した。

<その他>

作業名称	内 容	備考
灯具のLED化	省エネルギー、高効率化 134個/年	
台帳整理	点検結果台帳化	初年度のみ
台帳更新	年1回、図面や資料更新	

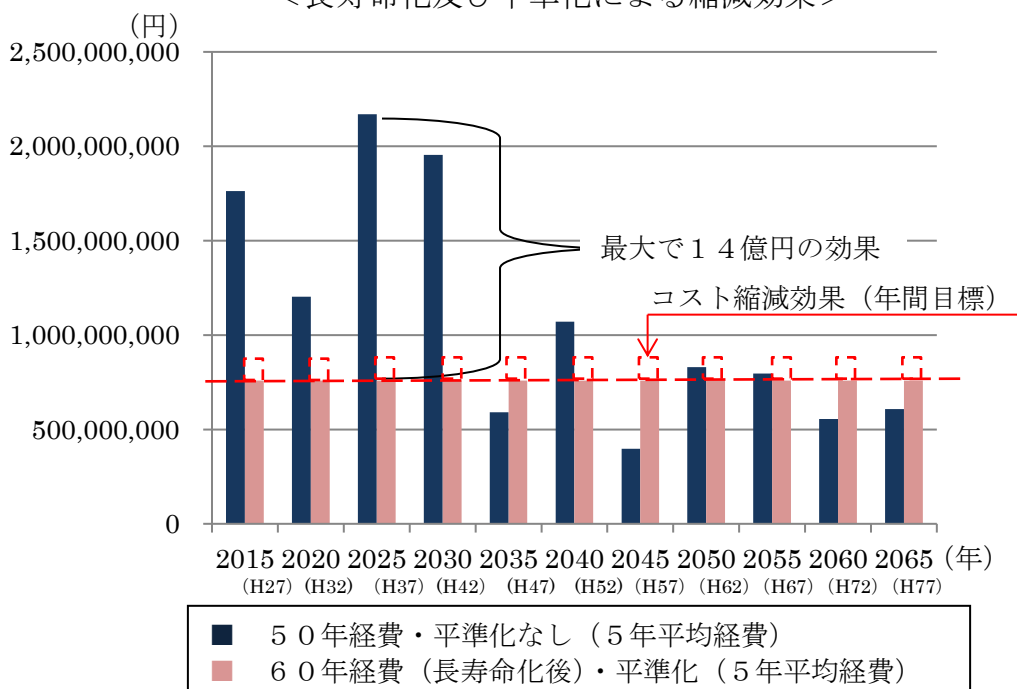
■長寿命化に伴う経費（ライフサイクルコストの縮減額）：▲1億6,500万円

・施設の長寿命化等による公園全体の耐用年数を延命化により、8億7,500万円(改修目安50年)の改修費用が7億1,000万円(改修目安60年)に縮減する。

対象公園	内 容
大規模公園改修	計画的な改修、各種施設の長寿命化、適切な修繕 他
緑道改修	計画的な改修、各種施設の長寿命化、施工法の検討 他
その他の公園等	計画的な改修、各種施設の長寿命化

■コスト縮減効果（年間）：▲1億2,000万円（1億6,500万円－4,500万円）

<長寿命化及び平準化による縮減効果>



9 その他の取組み（検討課題）

◆新たな税外収入の確保

これまでも大規模な公園では、売店の設置や自動販売機の設置などにより利用者の利便性を考慮してきたが、さらなる公園の利用促進・魅力向上及び維持改修費用の一部を確保するため、民間事業者と連携した新たな税外収入の確保に取り組む。



●移動販売車誘致の社会実験



●事業者向けロケ地誘致 HP の開設

◆多様な主体との協働の推進

エリアマネジメントや地元企業・商店街などと連携した公園の管理及び地域住民参加型の公園の運営・管理の推進など、様々な主体との協働に向けた取組みを検討していく。



●エリアマネジメントとの連携



●企業・区民と協働による
コーヒー豆ガラ堆肥づくり



●大学と協働によるイベント運営

◆住民参加による維持管理作業の拡大

これまで、公園の清掃や除草などを住民参加で行う管理協定制度を進めてきたが、住民参加による維持管理作業（低木等の軽剪定作業、ペンキの塗替え等）の拡大を検討する。



<住民参加による軽剪定作業>



<区民によるペンキ塗替え>



右写真：実施イメージ

10 参考資料

(1) 世田谷区の公園の歴史

1) 昭和 20 年以前

年代	公園名及び主な出来事	
昭和 12 年 (1937 年)	世田谷新町公園	地権者 6 名から寄付 (池が蛇崩川の水源地だったと云われている)
	世田谷丸山公園	駒沢町上馬土地区画整理事業
昭和 13 年	芦花恒春園(都立) 一部	地権者より寄付
	駒繫公園	駒沢町下馬土地区画整理事業
	駒留公園	駒沢町上馬土地区画整理事業
	鶴ヶ久保公園	駒沢町下馬土地区画整理事業
昭和 15 年	世田谷城隍公園	民間用地、世田谷城跡
昭和 16 年	赤松公園	宮前第二土地区画整理事業
	三島公園	駒沢町深沢土地区画整理事業
昭和 17 年	小泉公園	駒沢町上馬土地区画整理事業

< 都市計画指定された公園緑地 >

昭和 15 年 : 砧緑地(都立)、羽根木公園

16 年 : 小泉公園、等々力公園(川崎市)

17 年 : 駒沢緑地(都立)

18 年 : 南原公園、子神公園、下代田児童遊園(※児童厚生施設)

※下代田児童遊園は、児童福祉法により設置された児童厚生施設で、厚生労働省所管となる。世田谷区唯一の児童遊園である。なお、この他にも児童遊園の名称が残っているが、児童遊園条例が身近な広場条例等に移行される際、地元住民からの要望等があったところは、児童遊園の名称を残している。

2) 世田谷区立公園の誕生 (昭和 25 年～39 年)

年代	公園名及び主な出来事	
昭和 25 年 (1950 年)	小泉公園	特別区の自治権拡大により、9箇所の公園が東京都より世田谷区に移管され(都有財産から区有財産へ)、区立公園が誕生した。 ※以降昭和 39 年に都市計画事業の執行権が区長に付与されるまでは、新設公園の整備は都、あるいは都の予算を使って区で施工した後、区に移管されていた。
	駒留公園	
	駒繫公園	
	世田谷丸山公園	
	鶴ヶ久保公園	
	世田谷城隍公園	

	赤松公園	
	世田谷新町公園	
	三島公園	
昭和 28 年	南原公園	駒沢町野沢土地区画整理事業
	野沢公園	
	下馬公園	駒沢町下馬土地区画整理事業
	子の神公園	
昭和 28 年	烏山公園	世田谷烏山土地区画整理事業
	玉川中町公園	玉川全円耕地整理事業
昭和 29 年	山下公園	山下土地区画整理事業
	山下西公園	
昭和 30 年	玉川野毛町公園	都立公園として開園(昭和40年、区に移管)
	羽根木公園	都立公園として開園(昭和40年、区に移管)
昭和 31 年	都市公園法施行	
昭和 32 年	旧多摩川遊園	多摩川遊園の整備に着手。公園として河川占用を受け、大田区境から順次上流に向かって整備した。
昭和 34 年	世田谷公園	都立公園として開園(昭和40年、区に移管)
	南台公園	経堂第二土地区画整理事業
昭和 35 年	用賀公園	玉川全円耕地整理事業
	深沢公園	駒沢町深沢土地区画整理事業
昭和 36 年	経堂大橋公園	経堂第一土地区画整理事業
	南公園	経堂第二都市区画整理事業
	長島大榎公園	長島壮行耕地整理事業
	若林公園	東京都より区に移管
昭和 37 年	西原公園	世田谷五丁目土地区画整理事業
昭和 38 年		
昭和 39 年	駒沢オリンピック公園	都立公園として開園、東京五輪バレーボールの試合等に使用。
	弁天公園	世田谷五丁目土地区画整理
	笠森公園	
	山野公園	
	富士見公園	

※世田谷区では子どもの事件や事故を未然に防ぐため「区立公園等指導監理員設置要綱(昭和 39 年 7 月 1 日)」を定め、公園や児童遊園に指導監理員 56 名を配置した。昭和 53 年には 63 名、全公園の 4 割に配置したが、指導監理員の高齢化等で昭和 56 年 6 月 30 日に制度を廃止した。管理協定制度は昭和 49 年 4 月 1 日に施行され、緑道の管理を主に地元町会に協力要請をしてきた。昭和 56 年に要綱を改正し、公園等の住民参加による管理協定制度とした。

3) 主体的公園事業の展開(昭和 40～45 年)

年代	公園名及び主な出来事	
昭和 40 年 (1965 年)	地方自治法改正	それまで東京都の管理委任だった3箇所の近隣公園(世田谷公園、羽根木公園、玉川野毛町公園)が移管となる。区長に都市計画事業の執行権が与えられたことにより、区で主体的に都市計画公園の事業を実施できるようになった。大蔵運動公園の整備に着手。
	太子堂児童遊園(現:したのやばし公園)整備	
昭和 43 年	松原公園、上北沢公園を整備	
昭和 45 年	砧町公園、新町南公園、塚戸公園を整備	

4) 計画的な事業として進める公園整備(昭和 46 年～現在)

4)-1 計画的な公園整備の始まりと旧河川の緑道整備(昭和46年～53年)

年代	公園名及び主な出来事
昭和 46 年 (1971 年)	世田谷区実施計画 に「公園緑地の整備」が盛り込まれる。岡本公園民家園・ホテル園等の大・中規模公園の整備が進み、土地区画整理事業で帰属した公園の整備や旧河川上での緑道の整備も進んだ。当初は〇〇川児童遊園と呼称していた。
昭和 47 年	深沢西公園、上祖師谷パンダ公園(上祖師谷公園)を整備
昭和 48 年	こどものひろば公園、桜上水公園、奥沢公園、等々力溪谷公園、つりがね池公園を整備
昭和 49 年	駒沢緑泉公園、北烏山三丁目公園、給田公園を整備
昭和 50 年	上野毛自然公園、権蔵橋公園、用賀二丁目公園を整備 都立祖師谷公園の開園
昭和 51 年	岡本公園を整備
昭和 52 年	三宿公園を整備

<土地区画整理事業帰属の公園整備>

昭和40年代に二つの(希望丘、砧)大規模な土地区画整理事業が施工され、希望丘に9箇所(面積 34,834 m²)、砧には4箇所(面積 3,891 m²)の公園が整備開園した。

昭和 51 年: 希望丘公園、葎根公園、船橋本村公園

昭和 53 年: 観音公園、希望丘北公園、西山野公園、三峰公園、廻沢公園、希望丘東

昭和 54 年: 希望丘記念公園、希望丘中公園、希望丘南公園

<緑道の整備>

旧玉川上水跡地に昭和 44 から 46 年頃に設置した児童遊園を、昭和 51 から 56 年頃にかけて改修・拡張した玉川上水緑道が、緑道整備の始まりとされている。

その他の緑道については、昭和 47 年頃から世田谷区内の2級河川である北沢川、烏山川、

蛇崩川が下水道幹線として利用・埋め立てられ、その上部に緑道の整備が始まった。各河川とも環状7号線の付近を境にして、上流に向かって整備された。それぞれ旧河川名から北沢川緑道、烏山川緑道、蛇崩川緑道と名づけられた。その後、緑道の整備は、旧河川上部を九品仏川緑道、呑川緑道、滝下橋緑道、喜多見緑道、谷川緑道として整備してきた。また、河川管理通路上に野川緑道、区画整理事業内に宇奈根下河原緑道、鎌田前耕地緑道を整備した。緑道は世田谷区内に張り巡らされ、みどりのネットワークを形成する重要な役割を担っている。

緑道名称（水系名）	整備期間
○ 北沢川緑道(目黒川水系)	昭和 47～56 年
○ 烏山川緑道(目黒川水系)	昭和 48～55 年
○ 目黒川緑道(目黒川水系)	平成 12～17 年
○ 蛇崩川緑道(目黒川水系)	昭和 49～52 年
○ 呑川緑道（呑川水系）	昭和 49～56 年
○ 滝下橋緑道(多摩川水系・野川支流)	昭和 52～54、平成 15 年
○ 九品仏川緑道(呑川水系)	昭和 50～51 年
○ 谷川緑道（多摩川水系・野川支流）	昭和 60～平成 14 年

4)-2 計画的な事業の推進と重点事業としての公園整備(昭和 54 年～61 年)

年代	公園名及び主な出来事
昭和 54 年 (1979 年)	上用賀三丁目公園、喜多見公園、明正公園を整備
昭和 55 年	砧八丁目児童遊園、八幡山三丁目公園、池尻三丁目公園、森の公園を整備
昭和 56 年	大蔵三丁目公園、用賀高架下広場、くぬぎ公園、北烏山九丁目公園を整備
昭和 57 年	次大夫堀公園、桜上水一丁目公園、野川緑道を整備
昭和 58 年	喜多見緑道、野川第二緑道、はなみずき広場(二子玉川高架下児童遊園)を整備
昭和 59 年	上祖師谷五丁目公園を整備
昭和 60 年	瀬田農業公園、谷川緑道を整備
昭和 61 年	下馬中央公園、等々力七丁目公園を整備

4)-3 計画的な事業の推進(昭和 62 年～平成 6 年)

年代	公園名及び主な出来事
昭和 62 年	北沢公園、岡本静嘉堂緑地、八幡山西公園を整備
昭和 63 年	給田西公園を整備
平成元年	上祖師谷一丁目公園を整備
平成 3 年	松葉山公園を整備
平成 4 年	呑川緑道、桜丘五丁目公園、どんぐり広場公園を整備
平成 5 年	ねこじゃらし公園を整備
平成 6 年	成城三丁目緑地を整備

4)-4 多様な手法による計画的公園緑地の整備(平成7年～平成11年)

年代	公園名及び主な出来事
平成7年 (1995年)	八幡山かまのくち緑地を整備
平成8年	ぽかぽか広場(東京都水道局の玉川浄水地の上部利用)、きたみふれあい広場(小田急電鉄の電車基地の上)を整備
平成10年	瀬田四丁目広場(現:瀬田四丁目旧小坂緑地)を整備 ※旧小坂邸(指定文化財)

4)-5 国分寺崖線沿い等の樹林地の保全を中心とした整備(平成12年～平成16年)

年代	公園名及び主な出来事
平成12年 (2000年)	等々力八丁目公園を整備 上馬塩田緑地、松之木都市林の寄附
平成13年	目黒川緑道を整備(開園)
平成14年	桜丘すみれば自然庭園、北烏山もぐら公園を整備
平成15年	三宿の森緑地を整備
平成16年	成城七丁目緑地、給田四丁目緑地を整備

4)-6 新たな基本計画における魅力あふれる安全・安心のまち世田谷としての公園整備

年代	公園名及び主な出来事
平成17年 (2005年)	宇奈根台口公園、宇奈根東部記念公園、大道北どんぐり公園(土地区画整理事業)を整備
平成18年	成城みつ池緑地、成城四丁目緑地を整備
平成19年	野毛二丁目さくら公園、北烏山一丁目公園(開発帰属)の開園
平成20年	千歳台三角公園(土地区画整理事業)を整備
平成21年	船橋三丁目能勢公園、経堂けやき公園、桜木ふれあい緑地、深沢の杜緑地、大蔵第二運動公園を整備

4)-7 公園等がもつ多様な価値と特色を生かした公園整備

年代	公園名及び主な出来事
平成22年 (2010年)	二子玉川東公園(再開発事業)の開園
平成23年	将軍池広場
平成25年	二子玉川公園(第1期)開園
平成26年	喜多見東記念公園、淡島阿川公園
平成27年	赤松ぼっくり庭園緑地(最高裁判所赤堤公邸)、喜多見農業公園、代田富士356広場(小田急上部利用)、上用賀公園の開園
平成28年	峰松緑地、玉川二丁目五郎様の森緑地、瀬田二丁目けやき公園(寄附による整備)

(2)住民参加による維持管理の取り組み

1)公園管理協定

公園管理協定とは、公園や緑道等の維持管理活動に意欲のある地域団体と区が協定を結び、区と役割分担しながら維持管理を行うボランティア活動の制度である。

昭和49年頃に緑道が完成した際、まだ清掃を行うことが出来る業者は少なかったこともあり、町会へ清掃を依頼したのが始まりとなっている(2団体2箇所)。

平成28年4月現在で、公園122団体178箇所、街路樹で7団体7箇所が活動している。

2)公園利活用ワークショップ

瀬田四丁目旧小坂緑地で行われている地域グループを主体とした継続的なイベント活動のこと。

旧小坂家住宅の佇まいを活かした日本文化を中心とした活動をワークショップ参加者で検討し、魅力的なイベントを地域住民の力で実現している。



<イベントの様子>

3)公園サポーター制度

二子玉川公園で行われている維持管理に参加する制度のこと。活動に興味のある区民は、「安全・安心グループ」「こどもグループ」「みどりグループ」の3つのグループに登録し、それぞれのテーマにあった公園で行われる維持活動をサポートしている。



<サポーター活動の様子>

(3) 税外収入確保の取り組み

1) 二子玉川公園での取り組み事例

二子玉川公園では、営利行為が伴うもの、又は経営・運営ノウハウを必要とされる①売店・飲食店、②駐車場、③自動販売機の3施設について、公園施設の設置管理許可による設置者を公募している。選定された3者は、自ら施設を設置し、運営している。これにより、区は、土地の使用料を税外収入として確保している。



< 飲食店 >



< 駐車場 >



< 自動販売機 >

2) 寄附ベンチ事業

公園に置くベンチを寄附してもらう事業のこと。平成24年度から実施し、4年間で17基のベンチを設置してきている。ベンチには寄付者名と希望の文章をプレートに入れることができる。

< 寄附ベンチ(愛称:かたらいのいす) >





世田谷区立公園等長寿命化改修計画

平成29年 3月発行

編集・発行

みどりとみず政策担当部 公園緑地課